

令和4年1月20日改訂

下諏訪町御柱祭実行委員会
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

下諏訪町御柱祭実行委員会
会 長 宮坂 徹
実行委員長 小林 秀年

本ガイドラインは、令和四年諏訪大社御柱祭の下社の祭事等の開催に伴い、下諏訪町御柱祭実行委員会（以下、実行委員会という。）が関連する観覧席や催し物等のイベント（以下、イベント等という。）に関して、新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、県や市町村の関係機関のガイドライン等の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の防止について、今後講じるべき対策について、実行委員会としてのガイドラインを示すものである。

なお、御柱祭の祭事である御柱曳行及び御柱曳き建て等に関しては、諏訪大社及び御柱祭下社三地区連絡会議等が別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

1 開催期間及び対象者区分

(1) 下社御柱祭の開催期間

- ・下社山出し 令和4年4月8日（金）、9日（土）、10日（日）
- ・下社里曳き 令和4年5月14日（土）、15日（日）、16日（月）

(2) 対象者の区分（定義）

- 対象者① 実行委員会が設置する有料観覧席の観覧者（以下、有料観覧者という。）
- 対象者② 実行委員会の取り組みに関わる催し物等の参加者、運営スタッフ及び関係事業者（以下、関係者という。）

2 感染防止策の基本方針

イベント等の感染防止策については、長野県新型コロナウイルス感染症対応方針及び専門家からの提言等に基づき、有料観覧者及び関係者が実行委員会のイベント等に安全・安心に参加できるよう、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめ、新型コロナウイルス感染防止として、自らが実施すべき事項や遵守すべき事項を基本方針として示す。

<基本方針>

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針の感染防止策に基づき、御柱祭に関わるイベント等の有料観覧者、関係者、並びに住民の安全・安心を最優先とし、御柱祭期間前後に係る感染リスクに対し、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 新型コロナウイルスの基本対策として、マスク着用を原則とする。また、手指消毒・検温及び三密対策の徹底を図る。

- (3) 御柱祭のイベント等の取り組みにあつては、有料観覧者及び関係者が「新しい生活様式（厚生労働省 令和2年5月4日）」に基づく感染症対策を実践するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。
- (4) 諏訪大社、御柱祭下社三地区連絡会議及び関係機関等と連絡を密に取り、協力・連携することにより、感染防止策を講じることとする。
- (5) イベント等の実施に関しては、諏訪圏域の感染警戒レベルに応じて、開催の中止、条件の変更を実行委員会が判断する。
- (6) 感染症対策チームを設置し、感染症コントロールドクターの専門的な助言に基づき、感染症対策の確認、注意喚起及び感染防止策の徹底を図る。
- (7) 有料観覧者及び関係者は、ワクチン2回接種を原則とし、接種の有無にかかわらず、PCR検査等の検査を推奨する。
- (8) 来訪（参加）後、14日以内は検温等の健康観察を行い、体調に異変を感じた場合は、早期に医療機関を受診するとともに、新型コロナウイルス感染症の検査結果が「陽性」となった場合は、実行委員会に報告することとする。

<対象者① 有料観覧者>

有料観覧者については、以下の対策を徹底する。

- ① ワクチン2回目接種日から、来訪前14日以上経過（予防接種済証等により確認）していることを原則とし、3回目接種を推奨する。未接種者については、医療機関でのPCR検査結果（72時間以内の検体採取）が「陰性」（結果通知書等により確認）であることとする。また、ワクチン2回目接種済者についても、PCR検査等を推奨する。実行委員会は、上記を確認する際に身分証明書等により本人確認を行う。
- ② 来訪14日前から検温等の健康観察を実施するとともに、[別紙1]有料観覧者向け健康チェックシートを記入し、実行委員会に提出する。
- ③ 実行委員会は、有料観覧者名簿を作成し、ワクチン接種状況等も含めた有料観覧者の把握を行う。
- ④ 本人や家族が緊急事態宣言地域や、まん延防止等重点措置地域の居住若しくは来訪前14日以内に対象地域への移動及び海外滞在履歴がある場合は、有料観覧席等への入場をお断りする。また、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）及び濃厚接触者が近くにいる場合は、自主的に参加しないこととする。
- ⑤ イベント等の会場では、飲食は自席のみとし、熱中症等に備えて水分補給をする。
- ⑥ 来訪前14日以内及び終了後の会食等は、「信州版“新たな会食”のすゝめ」のルールを守り、感染防止策を徹底することとする。
- ⑦ 各区分の対象者同士が接触しないよう規制等を設け、距離を確保する。

<対象者② 関係者>

実行委員会の関係者については、以下の対策を徹底する。

- ① ワクチン2回目接種日から、参加前14日以上経過（予防接種済証等により確認）していることを原則とし、3回目接種を推奨する。未接種者については、医療機関でのPCR

検査結果（72 時間以内の検体採取）が「陰性」（結果通知書等により確認）であることとする。また、ワクチン2回目接種済者についても、PCR 検査等を推奨する。実行委員会は、上記を確認する際に身分証明書等により本人確認を行う。

- ② 参加 14 日前から検温等の健康観察を実施するとともに、[別紙 2]関係者向け行動記録チェックシートを記入し、実行委員会に提出する。
- ③ 実行委員会は、関係者名簿を作成し、ワクチン接種状況等も含めた関係者の把握を行う。
- ④ 本人や家族が緊急事態宣言地域や、まん延防止等重点措置地域の居住若しくは参加前 14 日以内に対象地域への移動及び海外滞在履歴がある場合は、イベント等への参加をお断りする。また、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）及び濃厚接触者が近くにいる場合は、自主的に参加しないこととする。
- ⑤ イベント等の飲食は、熱中症等に備えた水分補給、昼食を除き禁止とする。
- ⑥ イベント等の参加前 14 日以内及び終了後の会食等は「信州版“新たな会食”のすゝめ」のルールを守り、感染防止策を徹底することとする。
- ⑦ 各区分の対象者同士が接触しないよう規制等を設け、距離を確保する。

3 実行委員会の取り組みにおける開催判断の要件

- (1) 長野県が発表する諏訪圏域の「感染警戒レベル」を基準とするとともに、全国での感染者数の推移や感染警戒レベルの動向を把握し、有料観覧者及び関係者が関わるイベント等の開催について、実行委員会が総合的に評価し、別表の感染症防止策の判断基準に基づき、各部会・団体の取り組みの可否を判断することとする。

(別表：感染防止策の判断基準)

摘要	レベル 5	レベル 4	レベル 3	レベル 2 以下
有料観覧席	中止	中止	実施	実施
催し物、物販等	中止	中止	催し物を中止し、指定したエリアのみでの縮小実施	指定したエリアのみでの縮小実施
仮設トイレ等	設置しない	設置しない	必要十分数設置	必要数設置
交通規制等	実施しない	実施しない	必要最低限	必要最低限

- (2) 開催に係る医療・救助体制が確立されるとともに、運営に必要なスタッフ、協力体制が確保されており、本ガイドラインを遵守するために必要な対策経費が確保されていることとする。
- (3) 最終判断後に諏訪圏域に対し感染警戒レベル 4 以上が発令された場合は、実行委員会役員、関係者を招集した全体会議を開催し、最終判断する。

4 判断時期

- (1) 上記の要件を総合的に評価し、[別紙 3]に定める感染警戒レベルに応じた対応を行う。

判断時期 令和 4 年 1 月中旬

5 実行委員会の運営体制

(1) 対策本部及び感染症対策チームの設置

- ① 新型コロナウイルス感染症防止策なども含め、緊急時の意思決定を行うため、対策本部を設置するとともに、対策本部内に感染症対策チームを御柱祭下社三地区連絡会議と協力・連携のうえ設置し、感染症コントロールドクターの専門的な助言に基づき、感染症対策の確認、注意喚起及び感染防止策の徹底を図る。
- ② 対策本部は、実行委員会が選出した者により組織する。
- ③ イベント等の会場周辺での適正な感染症対策（換気、高頻度接触箇所の消毒、三密回避）が実践されているかを確認するため、定期的な巡回を行うとともに、状況に応じて、指示に従うよう該当者への注意喚起を行う。
- ④ 個人情報の取り扱いに十分注意し、管理を徹底する。

6 ガイドライン周知等

(1) 御柱祭のイベント等に関する対象者に対し、以下の周知・広報を行う。

- ① 本ガイドラインについて、有料観覧者及び関係者に通知するとともに、その他来訪者等には、ホームページ等の掲載により事前周知し、会場施設、沿道に新型コロナウイルス感染症防止対策の基本となる「新しい生活様式」等を掲示し、全ての対象者への周知・徹底を行う。

7 ガイドラインの更新

本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更できるものとする。

8 ガイドラインの適用

本ガイドラインは、令和3年12月10日より適用とする。

令和4年1月20日改訂

9 令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭 ガイドライン発表を受けて

(諏訪地方観光連盟 御柱祭観光情報センター 11月26日発表資料より抜粋)

令和3年11月16日、「諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会」と「御柱祭下社三地区連絡会議」は、御柱祭（令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭）実施に関するガイドライン（統一的指針）を発表しました。新型コロナウイルスに関する基本的な感染防止対策については、「長野県の感染防止ガイドラインに準ずる」としています。

御柱祭へ参加する氏子（曳行に奉仕する役員・各係・曳き子・木遣りなど）については、参加にあたっての基準を明確にするとともに、感染警戒レベルに応じた行事等の判断内容が示されています。

観光で来訪される方々については、御柱大祭のすべての祭事に関し、曳行路に立ち入っての観覧をご遠慮願う一方、曳行路以外の観覧席等については、設置者が別に定めるガイドライン等に準ずることとしています。なお、このガイドラインは、今後の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更されるとのことです。

■観光で来訪されるみなさまへ

御柱祭（令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭）の祭事に直接触れなくても、御柱祭を実感し、諏訪圏域を楽しんでいただける旅行商品等の準備が進んでいます。整い次第、随時お知らせしていきます。

諏訪地方観光連盟
御柱祭観光情報センター

10 お問い合わせについて

下諏訪町御柱祭実行委員会

事務局（下諏訪町産業振興課・下諏訪商工会議所・下諏訪観光協会）

住所 長野県諏訪郡下諏訪町 4613-8（下諏訪町産業振興課内）

TEL 0266-78-9066

FAX 0266-78-9065

WEB <https://www.shimosuwaonsen.jp/onbashira/>